

多治見市告示第230号

是正請求事案（是正請求審査会答申案作成に事務局が関与することに関する是正請求（総務課）事案）答申の公表について

多治見市是正請求手続条例（平成21年条例第42号）第37条及び多治見市是正請求手続条例施行規則（平成22年規則第28号）第22条の規定により、次のとおり是正請求審査会の答申を公表するものとする。

平成28年9月2日

多治見市長 古川 雅典

1 諮問事案

是正請求審査会答申案作成に事務局が関与することに関する是正請求（総務課）事案

2 答申日

平成28年8月24日

3 審査会の結論

本件是正請求については、請求を棄却すべきものとする。

4 是正請求の趣旨及び理由

是正請求審査会の答申案の作成について、事務局（審査庁）が一部関係していることを知った。是正請求審査会は第三者機関として設置されたものであるから、それは好ましくない。

是正請求審査会の答申書がどのように作成されるかを事務局で尋ねたところ、大要以下のとおりであった。

審査会から答申案の論点とそこに盛り込む事項が指示される。それに基づいて事務局が文書化する。それに審査会会長が手を加えたものが答申案として審査会に提出される。

もしそうであるならば、是正請求審査会が「市の行為等に関して是正を求める請求について、公正かつ中立的な手続で解決する」ため、第三者機関として設置されたものである以上、現状のあり方は好ましくない。事務局は答申案の作成に一切関わるべきではないと思う。

また、請求人が是正請求した問題ではないものが審査会の答申に盛り込まれる場合もあるが、これは請求人の趣旨や目的とは違うものを持ち出して請求を棄却するものであり問題である。

なお、多治見市の是正請求制度とは違うが、愛知県西尾市でも苦情処理

のための第三者機関として行政評価委員会が設置されている。そこに出向いて聞いたところ、評価の作成に際し事務局は一切タッチしていないとのことであった。それはしごく当然のことである。

5 審査会の判断

本審査会は、以下の点について検討し、判断した。

(1) 是正請求審査会の答申案を事務局が文書化することの公正さについて

是正請求審査会の答申は、次の手順をふんで作成される。まず、審査会の議論の録音から事務局が議事録を作成する。この議事録をふまえて審査会は論点を確認し、さらに議論するとともに答申の方向性を決める。この方向性にそって、事務局は答申案の「たたき台」をつくる。この答申案の「たたき台」は、まず審査会会長がこれまでの議論と方向性に基づいて加筆・訂正を行い、「原案」としてこれを各審査会委員に送る。この「原案」は審査会でさらに議論と推敲が行われる。この結果、「原案」はさらに修正されて、最終的に「答申」としてまとまる。以上が、答申が作成される手順である。このプロセスの中で、事務局が当初作成した答申案の「たたき台」は、そこで用いられる用語、表現、論理等、当該文書のあらゆる面でかなりの修正が行われるのが通例である。このようなプロセスで行われる答申の作成は、すべて審査会の場で委員自らが行っていることは言うまでもない。したがって、事務局が当初、答申案の「たたき台」を作るという点でその関与はあるものの、上記のようなこの答申作成のプロセス全体をみれば、是正請求人が危惧するような公正さが疑われるものとはなっていないと考える。

(2) 是正請求されていないことが答申に盛り込まれることについて

是正請求審査会では、是正請求人が提起した論点に基づいて議論されている。しかし、是正請求審査会は、当該論点にとどまらず、さらに、関連する市政のあり方についても職権で議論しており、それは、是正請求人の問題提起の範囲にとどまらない場合もある。また、場合によっては、こうした職権で議論した問題を答申に盛り込んだり、改善案として市に提起したりしている。この職権による議論とその答申への反映についても、審査会の場で委員自らが行っているものである。

以上のことから、本審査会は、是正請求審査会の答申案の作成に事務局が関与していることについて、是正すべき瑕疵はないと判断した。